

報告事項 8

高等学校における通級指導教室 について

平成30年度から制度化される高等学校における通級指導教室の神戸市としての取り組みについて、以下のとおり報告する。

平成30年 3月 9日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

高等学校における通級による指導について

1. 法整備（制度化）

平成30年度から、高等学校で通級による指導が可能になるように制度化される。

※高等学校の教育課程に自立活動を加え単位認定が可能になる。

2. 神戸市としての高等学校における通級指導のあり方

通級指導は、平成5年度に全国的に制度化されたが、神戸市では昭和41年より実施してきた歴史がある。また、早期指導の観点から幼稚園にも通級指導教室を独自で設置してきた。高校での通級指導を実施すると、幼稚園から高校まで切れ目のない支援の場を提供することができる。

(1) 対象生徒・・・LD ADHD 自閉症等（原則、知的遅れを伴わない）
の診断または傾向のある神戸市立高校生で保護者と本人が同意した者。

(2) 指導教室・・・平成30年度は、竜が台教室（竜が台小学校内）を拠点に活動する。

※竜が台教室では、幼・小・中の通級指導を行っている。

各高校の指導教室整備、高校教員に向けて研修の実施、巡回による実態調査、教育相談等を行う。また、担当教員の専門性向上のため、竜が台教室内の小・中学校通級の観察や学びの支援センターでの実地研修に参加する。

※平成31年度より、本格実施を行う。曜日代わりで各校に巡回し指導する。